

証券コード：153A

第11期
定時株主総会

招集ご通知



CAULIS

株式会社カウリス

開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー2階「RoomD」

議案 取締役4名選任の件

株主各位

証券コード 153A
2026年3月12日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

株式会社カウリス

代表取締役社長 島津 敦好

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://caulis.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

(株)プロネクサス株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/153A/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カウリス」又は「コード」に当社証券コード「153A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使使用紙に賛否をご表示のうえ、3月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアカンファレンス イーストタワー 2階「RoomD」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 取締役4名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	◎ 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取り扱い 議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装にて対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本株主総会終了後、同会場にて「経営近況報告会（質疑応答を含め1～1時間30分程度）」を開催いたします。お時間の許す株主様におかれましては引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、「経営近況報告会」のライブ配信はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと、先端技術を活用した実用的なサービスを創り続け、犯罪のビッグデータをアルゴリズムと掛け合わせた法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert」（フロードアラート）を提供するとともに、2025年9月には、同様に犯罪・不正対策分野におけるデータ活用を強みとした新規事業として、本人確認・顧客管理領域に対応する「Grid Data KYC」（グリッドデータケーワイシー）をリリースいたしました。

情報セキュリティ及びマネー・ローンダリング対策の観点において、個社で解決するには時間及びコストを要するという課題に対し、顧客及び業界横断でデータを流通させ、日本全体の犯罪データをプラットフォーム化することで解決を図っております。これにより、国民の生命・財産を守るべく、金融機関をはじめとした顧客への導入拡大の実現に取り組んでおります。

当事業年度におけるわが国経済は、政策金利の引き上げなどを背景に緩やかな回復基調を維持したものの、高市首相の就任に伴う政権交代などにより、政局の先行きは不透明な状況となりました。海外においては、2025年1月に就任したトランプ米国大統領が高関税政策を導入するなど大幅な政策転換を行い、世界貿易の不確実性が高まりました。さらに、ウクライナをはじめとする地政学リスクが引き続き高い水準にあり、為替相場も不透明となるなど、世界経済は依然として先行き不透明な状況にあります。

国内の情報セキュリティ市場においては、電子商取引の規模拡大に伴い決済のキャッシュレス化が進み、キャッシュレス決済が拡大することでクレジットカード等の不正利用が増加し、その被害抑制対策強化の流れが加速すると見込まれます。なお、2024年の消費者向け電子商取引は前年比5.1%増の26兆1,225億円（注1）となり、2024年の国内のキャッシュレス決済比率は42.8%（注2）まで到達するなど、いずれも順調に推移しております。

マネー・ローンダリング対策市場においては、2021年8月30日にFATF（金融活動作業部会）（注3）による第4次対日相互審査報告書が公表され、わが国は、審査対象である有効性と法令遵守状況の双方で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における合格基準を下回り、「重点フォローアップ」に分類されました。わが国でも生成AIを悪用した高度な技術を悪用

した事案も発生し、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングに伴う犯罪等の被害額が2024年には約1,989.5億円（注4）と増加の一途を辿っております。さらには、2025年1月中旬以降、不正ログインによる証券口座乗っ取り被害が多発し、その被害額は2025年1月からのわずか1年間で総額約7,393億円（注5）と急増しました。これを受け、対面大手5社の証券会社は被害顧客への全面補償を、またネット系大手証券会社においても不正売買により発生した損失の一定額を補償することを決定しております。こうした状況を背景に、不正アクセス検知分野においては、取引モニタリングの利用シーン拡大の必要性が認識され、商談機会が増加しました。今後は法改正等の動きも見込まれ、マネー・ローンダリング対策市場は一層の拡大が進むものと考えております。

このような状況のもと、当事業年度においては、主力サービスである「Fraud Alert」において新規に金融機関4行及びその他金融機関2社の計6社への導入があった一方、5社の解約が発生し、導入社数は純増1社となりました。特に、トラフィック増加に伴うアップセルによるストック売上の増加が堅調に推移しました。また、取引モニタリングの利用シーン拡大によるクロスセルについても、法人口座へ展開できたことで計画を上回って推移いたしました。

さらには、新規事業として、全国10社の送配電事業者と連携し、電力契約情報を活用した不正口座開設防止及び継続的顧客管理の高度化、ならびに管理コストの低減を同時に実現する「Grid Data KYC」を提供開始し、規模は限定的ではあるものの、当事業年度より売上を計上することができました。

利益面においては、サーバー費用の削減を目的としたインフラ再構築に係る開発が1月に完了し、その削減効果が想定どおり顕在化し始めております。当事業年度中は、不正取引の検知率向上及び品質向上を目的とした開発に注力いたしました。

一方で、期初の採用計画は達成したものの、退職者のリプレイス採用には至らず、一部費用が未消化となりました。加えて、採用した人材の早期戦力化を図るため、教育体制の整備及び育成に向けた準備にも注力いたしました。

また、「Grid Data KYC」の提供開始に先立ち、同サービスに係る固定費については、同年9月より計上を開始しております。

その一方で、2021年12月よりシステム運用を行っていた、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が推進する不正利用関連情報確認データベース（CLUE）については、2025年9月をもって運用を終了いたしました。

なお、当事業年度末時点のMRR（注6）は119,942千円（前年同期比13.6%増）、ARR（注7）は1,439,312千円（同13.6%増）、契約社数は48社（同2.1%増）（注8）、ARPU（注9）は2,498千円（同11.2%増）、契約残高（注10）は585,177千円（同11.9%減）、直近

12ヶ月の平均月次契約解約率（グロスレベニューチャーンレート）は0.6%（同増減なし）（注11）となりました。

この結果、当事業年度における経営成績は、売上高1,400,716千円（前年同期比14.3%増）、営業利益408,097千円（同1.1%減）、経常利益409,921千円（同5.6%増）、当期純利益276,442千円（同0.1%増）となりました。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）経済産業省「令和6年度電子商取引に関する市場調査報告書」（2025年8月）

（注2）経済産業省「2024年度のキャッシュレス決済比率」（2025年3月）

（注3）FATF：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略称。マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。現在、G7を含む38カ国・2地域機関が加盟しており、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用されている。

（注4）警察庁サイバー警察局「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（2025年3月）

（注5）金融庁「インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引による被害が急増しています」（2026年1月）

（注6）MRR：Monthly Recurring Revenueの略称。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額。

（注7）ARR：Annual Recurring Revenueの略称。該当月のMRRを12倍して算出。

（注8）契約社数は、前期末から1社増加しております。その内訳は新規顧客6社、解約顧客5社となっております。

（注9）ARPU：Average Recurring Revenue per Userの略称。該当月のMRRを契約社数で除して算出。

（注10）契約残高は、前期獲得した契約金額のうち翌期に売上高を繰り越した金額に当期獲得した契約金額を加算し、当期に売上高として計上したものを控除した残額。

（注11）月中に解約及びダウンセルとなったサブスクリプション額÷前月末時点でのMRRの対象期間12ヶ月の平均。

② **設備投資の状況**

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は68,626千円であり、その主要なものは業務用パソコン等の器具及び備品の取得、自社利用ソフトウェアの取得等によるものであります。

③ **資金調達の状況**

当事業年度において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と総額100,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当期末時点の借入実行残高はございません。

新株予約権の行使により、69,093千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2022年12月期)	第 9 期 (2023年12月期)	第 10 期 (2024年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	769,468	994,995	1,225,271	1,400,716
経 常 利 益(千円)	219,854	293,868	388,328	409,921
当 期 純 利 益(千円)	249,960	260,372	276,298	276,442
1 株当たり当期純利益 (円)	39.37	45.63	44.60	42.90
総 資 産(千円)	718,300	1,178,698	2,024,057	2,182,217
純 資 産(千円)	191,285	451,657	1,315,537	1,656,542
1 株当たり純資産額 (円)	△71.74	79.15	206.39	253.76

(注) 当社は、2023年11月25日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社においては、今後の事業成長を支えるうえでの社会的認知度の向上、組織体制の整備が長期的な企業価値・株主価値向上のために重要な経営課題と認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

① 製品の強化について

当社が属するマネー・ローンダリング対策の分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、ニーズが変化しやすい特徴があり、新たな脅威に対する対策が求められます。当社では、顧客満足度を継続的に高めていくために、今後もマネー・ローンダリング対策に関する新たな技術開発に取り組み、顧客の声を広く収集しその要望と仕様を入念に吟味しながら各機能及びユーザビリティの向上した実効性のある製品をリリースしてまいります。

② 組織体制の整備

社内体制の構築への課題としては、主に管理層の人員不足及び開発体制の更なる充実という二点が挙げられます。当社が問題を解決するにあたり、各部門長に横断的な協力を仰ぎ、組織体制を整備しながら、適宜採用による人員獲得及び権限の委譲などを通じ、健全な組織作りに注力してまいります。

③ 人材の採用・育成について

当社の属するマネー・ローンダリング対策業界では、専門知識を有する人材の不足が共通課題とされております。今後、当社の業容が拡大する一方で、十分な人材を確保できない場合には、サービス提供の遅れや生産性の低下等により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、社内人材については、中途採用を中心に即戦力として活用できる技術経験者を採用し、採用後は、当社の教育講座を無償で受講する等により専門知識の向上を図るとともに、職場環境の整備やモチベーション向上等に注力することで、人材流出を防ぎ、ノウハウや経験の社内蓄積に努めております。

④ 新規事業の立ち上げについて

急速な進化、拡大を続けているFintech業界において、当社が企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大と収益源の多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的な新規事業の立ち上げが課題と認識しております。このような環境下において、当社はマネー・ローンダリング対策におけるノウハウを活かした事業の創出に積極的に取り組んでまいります。

⑤ 情報管理の徹底

当社は事業運営上、多数の個人情報の取扱いを行っているため、それらの情報の管理が事業の持続可能性を担保するために最も重要な要素であると認識しております。現在、当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの認証を取得しております。機密情報や個人情報について、以前より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業	事業内容
マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業	不正アクセス検知サービス「Fraud Alert」の開発、提供

(6) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

本社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階 FINOLAB
----	--------------------------------------

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名（1名）	11名増（1名減）	37.8歳	3.0年

- (注) 1. 当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,820,000株

(2) 発行済株式の総数 6,528,000株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は154,100株増加しております。

(3) 株主数 4,030名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 rhizome	3,014千株	46.17%
島津敦好	450	6.89
GMOインターネットグループ株式会社	284	4.35
造田洋典	200	3.06
INTERACTIVE BROKERS LLC	190	2.91
CITICORP TRUSTEE (SINGAPORE) LIMITED PHILIP GLOBAL RISING YIELD INNOVATORS FUND	150	2.29
野村信託銀行株式会社 (投信口)	134	2.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	128	1.96
大久保久幸	116	1.78
関西電力送配電株式会社	108	1.65

(注) 筆頭株主である株式会社rhizomeは、当社代表取締役である島津敦好の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年12月31日現在)

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	243個	97個
保 有 人 数		
取締役（社外役員を除く）	1名	1名
社 外 取 締 役	1名	1名
監 査 役	1名	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	当社普通株式 24,300株 (新株予約権1個につき 100株)	当社普通株式 9,700株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	295円	300円
新株予約権の行使期間	2024年3月26日から 2030年12月28日	2025年6月16日から 2032年3月25日

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。</p> <p>イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。</p> <p>ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。</p> <p>エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。</p> <p>オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合。</p> <p>カキ 新株予約権者が死亡した場合。新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約書の規定に違反した場合。</p>	<p>新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。</p> <p>イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。</p> <p>ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。</p> <p>エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。</p> <p>オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合。</p> <p>カキ 新株予約権者が死亡した場合。新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約書の規定に違反した場合。</p>

名 称	第 10 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	32個
保 有 人 数 社 外 取 締 役 監 査 役	一名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	当社普通株式 3,200株 (新株予約権1個につき 100株)

名 称	第 10 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	450円
新株予約権の行使期間	2026年9月21日から 2033年3月24日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。</p> <p>イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。</p> <p>ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。</p> <p>エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。</p> <p>オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合。</p> <p>カ キ 新株予約権者が死亡した場合。新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約書の規定に違反した場合。</p>

（注）2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	島津敦好	株式会社rhizome 代表取締役
取締役	造田洋典	造田公認会計士事務所 所長 株式会社バリューアップ 代表取締役
取締役	眞武信和	YAuth.jp合同会社 代表社員
取締役	伊東寛	国立研究開発法人情報通信研究機構 主席研究員 サイエンスパーク株式会社 サイバーセキュリティアドバイザー
常勤監査役	澤田和良	
監査役	駒野容子	つばさ税理士法人 社員税理士
監査役	高橋瑛輝	弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士

- (注) 1. 取締役伊東寛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役澤田和良氏、駒野容子氏及び高橋瑛輝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役駒野容子氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役高橋瑛輝氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役伊東寛氏、社外監査役澤田和良氏、駒野容子氏及び高橋瑛輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。被保険

者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、任意の指名・報酬委員会の設置を決議しており、取締役が受ける個人別の報酬の内容に関する方針・報酬等の額については、任意の指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬の決定に際しては、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。各取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会決議により、又は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定いたします。取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、任意の指名・報酬委員会の審議を尊重して、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬の限度額は、2024年3月29日開催の定時株主総会の決議により年額100百万円以内（決議時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。

また、監査役報酬の限度額は、2024年3月29日開催の定時株主総会の決議により年額30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名。）と決定しております。監査役の報酬については、前述の株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役間の協議により決定しております。

③ 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の決定について

当社の役員が最近事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであり、取締役の個人別の報酬については2025年3月31日開催の臨時取締役会にて、監査役の個人別の報酬については、2024年3月29日付けで実施した監査役間の協議により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して決定しております。なお、監査役の個人別の報酬については2024年4月17日に開催された監査役会にて内容確認の上、代表取締役へ通知を行っております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定時点における決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	23,400千円 (5,400)	23,400千円 (5,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	4名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,080 (13,080)	13,080 (13,080)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	36,480 (18,480)	36,480 (18,480)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役伊東寛氏は、国立研究開発法人情報通信研究機構の主席研究員及びサイエンスパーク株式会社のサイバーセキュリティアドバイザーを兼任しておりますが、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

監査役駒野容子氏は、つばさ税理士法人の社員税理士を兼任しておりますが、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

監査役高橋瑛輝氏は、弁護士法人中央総合法律事務所の社員弁護士を兼任しておりますが、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊 東 寛	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、サイバーセキュリティ分野に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、適宜発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社取締役の選解任の方針、基準及び手続、報酬決定の方針及び手続等の決定過程における監督機能を主導しております。
常勤 監査役 澤 田 和 良	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い識見を活かした発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。監査役会においては、積極的に監査に必要な情報の入手ならびに他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。
監査役 駒 野 容 子	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い識見を活かした発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。監査役会においては、積極的に監査に必要な情報の入手ならびに他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。

区 分	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 高 橋 瑛 輝	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行うとともに、豊富な経験と幅広い識見を活かした発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。監査役会においては、積極的に監査に必要な情報の入手ならびに他の監査役との情報の共有に努め、独立、中立の立場から客観的な監査意見を表明しております。</p>

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,450千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,450

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス関連諸規程を整備し、社長を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、その活動状況を取締役会に報告いたします。
- (b) 内部通報制度を整備し、法令、定款違反について早期発見を図ります。
- (c) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士など外部専門機関と連携し対応いたします。
- (d) 内部監査機能は他の業務執行部門からの独立性を確保した使用人が担っており、監査結果を社長に報告いたします。
- (e) 内部監査を行う使用人は、監査役との連携を保ち、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を確保いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書及び各帳票類等の重要書類は、文書管理規程に従い適切に保存及び管理いたします。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役及び監査役の要求に応じて適宜閲覧可能なように適切な保存・管理を行う体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規程の整備を行います。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社全体のリスク管理の基本的な考え方を定め、リスク管理体制を整備することとします。
- (b) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行うことといたします。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。
- (d) 関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な周知及び研修を実施します。
- (e) 当社全体のリスクマネジメントに係る課題は発生の都度共有し、重要な影響を与える事態の発生防止に努めます。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、当社全体の中期経営計画及び年度ごとの基本方針を定め、定期的な報告等により業務執行状況の監督を行います。
- (b) 当社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。また、迅速な意思決定を行うため、経営に関わる重要事項の審議・決議を行う会議体として経営会議を設置し、原則として月2回以上開催するものとします。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、関係部門の使用人に監査役の職務を補助させます。監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）の人事は、監査役の同意を要することとし、補助使用人について業務執行取締役からの独立性と補助使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保していくものとします。

⑥ 当社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款違反、不正行為などを発見したときは、当社の監査役に速やかに報告するものとします。
- (b) 監査役から報告要請があったときには、取締役等及び使用人は速やかに調査のうえ、結果を監査役に報告するものとします。
- (c) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取扱を行うことを禁止します。
- (d) 監査役は、内部監査担当及び内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査等の実効性を確保いたします。
- (e) 監査役が職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きを請求したときは、職務遂行に必要なと認められた場合を除き、会社がその費用を負担するものとします。
- (f) 監査役会は、代表取締役と経営課題及び監査の状況等について、意見交換を行います。
- (g) 監査役会は、社外取締役及び内部監査室もしくは内部監査担当と監査の状況等について、情報交換、意見交換を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は21回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役4名で構成されており、事前に資料を共有し、取締役会にて審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当が、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を社長に報告いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

リスク管理およびコンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。当事業年度において、リスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会21回全てに出席いたしました。また、代表取締役と経営課題及び監査の状況等について、月次で全12回意見交換を、社外取締役及び内部監査担当もしくは内部監査室と監査の状況等について、月次で全12回情報交換、意見交換を行いました。更に、会計監査人と四半期毎に定期的な情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

また、常勤監査役は、経営会議51回中47回に出席し、経営の適法性、効率性について監査しております。

なお、当事業年度は、13回の監査役会を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけ、株主の皆様にも長期的かつ安定して当社株式を保有していただくため、安定した配当を継続的に行っていきたいと考えております。

そのうえで、当社は、株主資本に対して一定の水準で還元を行う指標としてDOE（株主資本配当率）を採用することで、より安定的な配当の継続を図るとともに、資本効率を意識した配当方針としており、DOE1.5%以上を目安としてまいります。なお、剰余金の配当等の決定機関は取締役会としております。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきまして、1株当たり4.8円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,596,763
現金及び預金	1,487,072
売掛金	62,415
前払費用	44,582
その他	2,693
固定資産	585,453
有形固定資産	3,409
工具、器具及び備品	15,952
その他	6,135
減価償却累計額	△18,678
無形固定資産	60,739
ソフトウェア	60,739
投資その他の資産	521,304
投資有価証券	297,500
繰延税金資産	212,612
長期前払費用	6,878
その他	4,314
資産合計	2,182,217

科目	金額
負債の部	
流動負債	525,674
買掛金	17,746
1年内返済予定の長期借入金	100,000
未払金	64,056
未払法人税等	94,731
契約負債	223,729
賞与引当金	5,534
その他	19,875
負債合計	525,674
純資産の部	
株主資本	1,661,073
資本金	383,337
資本剰余金	328,337
資本準備金	328,337
利益剰余金	949,398
その他利益剰余金	949,398
繰越利益剰余金	949,398
評価・換算差額等	△4,530
その他有価証券評価差額金	△4,530
純資産合計	1,656,542
負債・純資産合計	2,182,217

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,400,716
売上原価		583,434
売上総利益		817,282
販売費及び一般管理費		409,184
営業利益		408,097
営業外収益		
受取利息	2,372	
有価証券利息	1,730	
その他	182	4,284
営業外費用		
支払利息	2,168	
株式交付費	292	2,461
経常利益		409,921
税引前当期純利益		409,921
法人税、住民税及び事業税	168,092	
法人税等調整額	△34,614	133,478
当期純利益		276,442

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益金	利益剰余金計	
当期首残高	348,790	293,790	293,790	672,955	672,955	1,315,537
当期変動額						
新株の発行	34,546	34,546	34,546			69,093
当期純利益				276,442	276,442	276,442
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	34,546	34,546	34,546	276,442	276,442	345,535
当期末残高	383,337	328,337	328,337	949,398	949,398	1,661,073
	評価・換算差額等		純資産合計			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額合 計				
当期首残高	—	—	1,315,537			
当期変動額						
新株の発行			69,093			
当期純利益			276,442			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△4,530	△4,530	△4,530			
当期変動額合計	△4,530	△4,530	341,005			
当期末残高	△4,530	△4,530	1,656,542			

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 4年～5年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社のマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策の主な内容は、「Fraud Alert」のサービス提供であり、毎月の定額収入として得られる「ストック型」収益と初期設定作業や概念実証のための試験的なライセンス提供等からなる「その他」収益から構成されております。

① Fraud Alert等（ストック）

Fraud Alert利用契約やコンサルティング契約では、顧客との契約で定められた利用期間に基づいて、ライセンスを提供する義務やFraud Alertを有効に利用するためのコンサルティングサービスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから主に1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② Fraud Alert等（その他）

初期設定作業や概念実証契約では、Fraud Alertを一定期間利用するための基礎となる初期設定作業やFraud Alert本導入前に顧客との契約で定められた利用期間に基づいて試験的にライセンスを提供する義務を負っております。そのため、契約の経過期間にわたって一定期間で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足前または履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	6,528,000株
合計	6,528,000株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年2月13日 臨時取締役会	普通株式	利益剰余金	31,334千円	4.8円	2025年12月31日	2026年3月30日

(4) 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式	104,900株
--------	----------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金および未払金は、短期間で決済されるものであります。

投資有価証券は、市場リスクに晒されております。

長期借入金は、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による契約とすることで、当該リスクの低減を図っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、新規取引先の審査を行っており、営業債権については取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券について、金融商品運用規定に従い、定められた運用基準に基づき信用リスクの軽減を図っております。

b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、担当部署が適宜資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

c 市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	297,500千円	297,500千円	-千円
資産計	297,500	297,500	-
長期借入金	100,000千円	98,208千円	△1,791千円
負債計	100,000	98,208	△1,791

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

長期借入金

時価について、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 「1年内返済予定の長期借入金」は、「長期借入金」に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
社債	－千円	297,500千円	－千円	297,500千円
資産計	－	297,500	－	297,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－千円	98,208千円	－千円	98,208千円
負債計	－	98,208	－	98,208

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 「1年内返済予定の長期借入金」は、「長期借入金」に含めて表示しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	198,166千円
減価償却超過額	443千円
賞与引当金	1,694千円
賞与引当金に係る社会保険料	262千円
その他有価証券評価差額金	2,085千円
その他	9,959千円
繰延税金資産小計	212,612千円
評価性引当額小計	-千円
繰延税金資産合計	212,612千円
繰延税金資産純額	212,612千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	島津 敦好	(被所有) 直接 6.90% 間接 46.23% (注2)	当社代表取締役	ストックオプション の権利行使(注1)	45,033	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2018年8月1日及び2019年12月23日開催の取締役会決議により、付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 当社代表取締役である島津敦好の資産管理会社である株式会社rhizomeによる被所有割合を含みます。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益区分	当事業年度
Fraud Alert等(ストック)(注1)	1,302,835千円
Fraud Alert等(その他)(注2)	55,783
その他(注3)	42,097
顧客との契約から生じる収益	1,400,716
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,400,716

- (注) 1. 毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料であります。
2. Fraud Alertに関する初期設定作業や概念実証としての利用料であります。
3. 上記いずれにも該当しないサービス利用料等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	60,656千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	62,415
契約負債（期首残高）	262,126
契約負債（期末残高）	223,729

契約負債は、当社が受け取った「Fraud Alert」の利用料等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は261,596千円です。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度においては10,770千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	253円76銭
1株当たり当期純利益	42円90銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社カウリス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野木	幹久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林	祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カウリスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

株式会社カウルス 監査役会

常勤社外監査役 澤田 和良 ㊟

社外監査役 駒野 容子 ㊟

社外監査役 高橋 瑛輝 ㊟

株主総会参考書類

議案

取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役候補者属性
1	しまづ 島津 敦好	代表取締役社長	再任
2	ぞうだ 造田 洋典	取締役	再任
3	またけ 眞武 信和	取締役	再任
4	いとう 伊東 寛	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

しま づ あつ よし
島津敦好 (1978年11月17日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年11月	株式会社ドリコム入社	2015年12月	当社設立 代表取締役社長 (現任)
2010年 8月	ロゼッタストーン・ジャパン株式会社入社	2023年 3月	株式会社rhizome設立 代表取締役就任 (現任)
2014年 2月	Capy Inc.入社		

所有する当社の株式数：3,464,400株 (注) 2

在任年数：10年4ヶ月

取締役会出席状況：21/21回

取締役候補者とした理由

島津敦好氏は、2015年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献いたしました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

ぞう だ ひろ のり
造田洋典 (1972年2月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年10月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人 トーマツ) 入所	2016年 6月	当社取締役
2005年 3月	株式会社ドリコム入社	2018年 1月	当社監査役
2007年 6月	同社 取締役	2019年 1月	当社取締役 (現任)
2007年10月	造田公認会計士事務所設立 所長 (現任)		
2011年11月	株式会社バリューアップ設立 代表取締役 (現任)		

所有する当社の株式数：200,000株

在任年数：7年3ヶ月

取締役会出席状況：21/21回

取締役候補者とした理由

造田洋典氏は、公認会計士としてスタートアップの経営に幅広い知見を有しており、2016年に当社取締役に就任して以来、当社の持続的成長に貢献いたしました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

ま たけ のぶ かず
眞 武 信 和

(1981年12月13日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月	株式会社ドリコム入社	2016年3月	YAuth.jp合同会社設立 代表社員（現任）
2008年10月	セレゴ・ジャパン株式会社入社	2017年1月	当社取締役
2012年2月	CyberAgent America入社	2019年3月	当社取締役（現任）
2013年2月	グリー株式会社入社	2022年6月	株式会社マネーフォワード入社（現任）

所有する当社の株式数：85,200株

在任年数：7年1ヶ月

取締役会出席状況：21/21回

取締役候補者とした理由

眞武信和氏は、セキュリティやプライバシー領域に幅広い知見を有しており、2017年に当社に参画して以来、当社の持続的成長に貢献いたしました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

い とう ひろし
伊 東 寛

(1955年10月15日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	陸上自衛隊入隊	2020年10月	国立研究開発法人情報通信研究機構入構主席研究員（現任）
2007年4月	株式会社シマンテック総合研究所入社	2021年8月	当社社外取締役（現任）
2010年6月	株式会社ラック入社	2021年9月	サイエンスパーク株式会社サイバーセキュリティアドバイザー就任（現任）
2016年5月	経済産業省入省		
2018年7月	ファイア・アイ株式会社入社		
2020年9月	グラビティ株式会社顧問		

所有する当社の株式数：-

在任年数：4年8ヶ月

取締役会出席状況：21/21回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

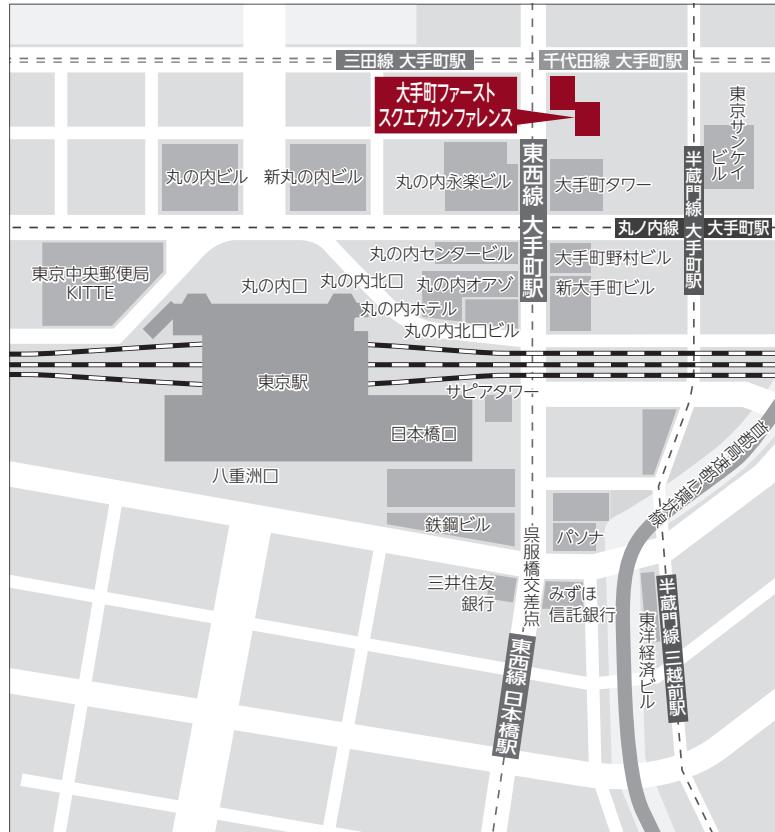
伊東 寛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、サイバーセキュリティ領域に幅広い知見を有しており、2021年に当社に参画して以来、当社の持続的成長に貢献いたしました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役社長島津敦好氏の所有株式数は、株式会社rhizomeが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 伊東 寛氏は、社外取締役候補者であります。
4. 伊東 寛氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年8ヶ月となります。
5. 当社は社外取締役伊東 寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各取締役候補者は、当該契約の被保険者に含まれており、本議案が原案通り承認可決されて各取締役候補者が取締役に就任した場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 取締役候補者伊東 寛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアカンファレンス
イーストタワー 2階「RoomD」
TEL 03-5220-1001



交通 JR東京駅
都営地下鉄三田線
東京メトロ東西線、丸の内線、半蔵門線、千代田線
大手町駅

丸の内北口より
C8、11、12番出口より
徒歩約4分
直結